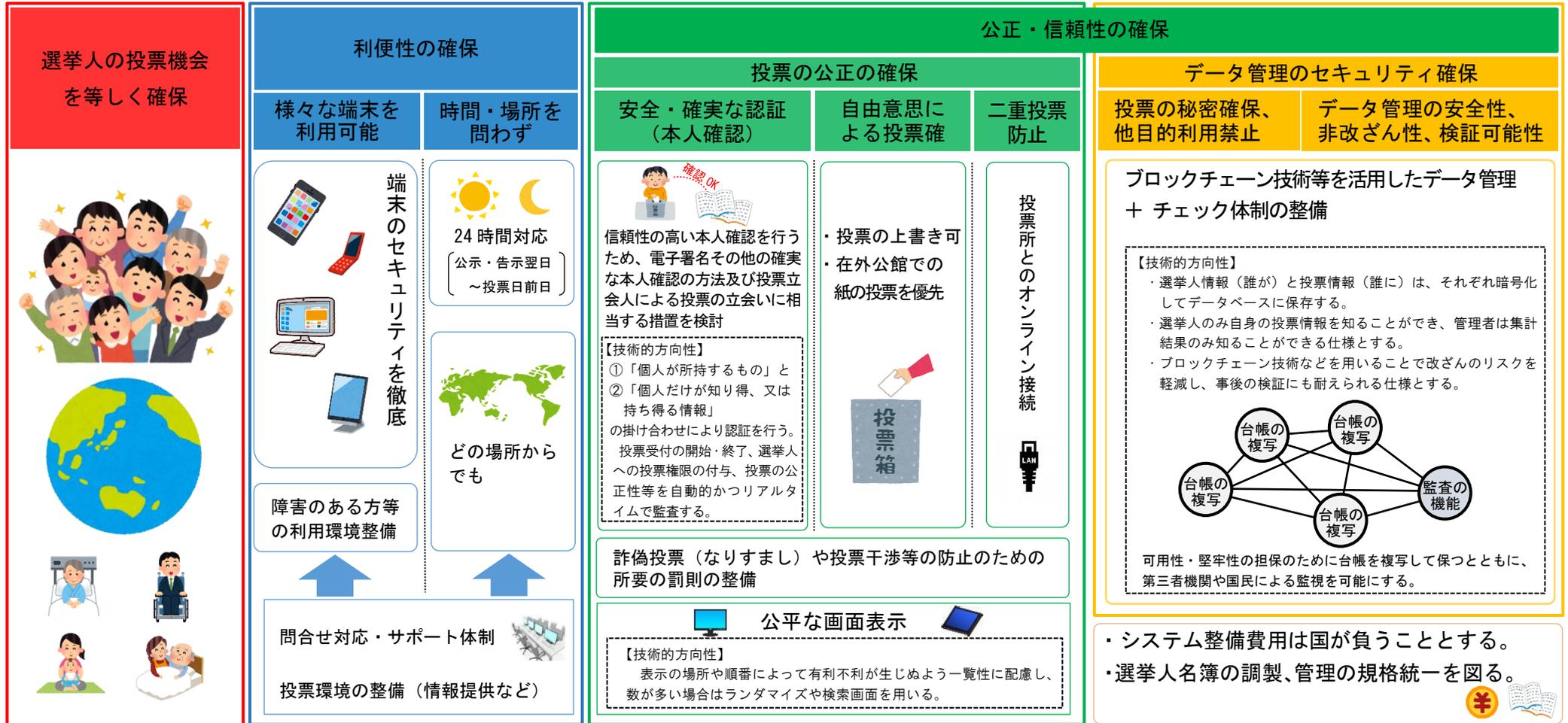


インターネット投票の導入の推進に関する法律案について

1 インターネット投票の特徴・条件（本法案（「プログラム法」）に規定。「実施法」で具体化）



（※ インターネット投票導入推進会議において、専門家の知見を活用しながら制度上・技術上の課題を検討）

2 インターネットを利用した在外選挙人名簿等の登録の申請等

政府は、インターネットを利用して在外選挙人名簿等の登録の申請等を行うことができるよう、法制上の措置等を講ずる。

3 導入に向けたスケジュール

- ① 政府に設置する「インターネット投票導入推進会議」において制度上及び技術上の課題を1年を目途に検討
- ② 令和5年7月1日までに、インターネットを利用した在外選挙人名簿等の登録の申請等を導入
- ③ 令和6年7月1日以降に初めて行われる衆議院議員総選挙又は参議院議員通常選挙から、在外インターネット投票を実施
- ④ 令和7年の参議院議員通常選挙においてインターネット投票を本格実施し、それ以降の国政選挙、地方選挙、最高裁判所裁判官国民審査、憲法改正国民投票において順次実施